

平成十三年国土交通省令第九十二号

解体工事業に係る登録等に関する省令

建設工事業に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第四百号）第五章の規定に基づき、解体工事業に係る登録等に関する省令を次のように定める。

（都道府県知事への通知）

第一条 解体工事業者が建設工事業に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「法」という。）第二十一条第一項に規定する許可を受けたときは、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

（登録の更新の申請期限）

第二条 解体工事業者は、法第二十一条第二項の規定による登録の更新を受けようとするときは、その者が現に受けている登録の有効期間満了の日の三十日前までに当該登録の更新を申請しなければならない。

（登録申請書の様式）

第三条 法第二十一条第一項に規定する申請書は、別記様式第一号によるものとする。

（登録申請書の添付書類）

第四条 法第二十一条第二項に規定する主務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

- 一 解体工事業者の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）が法人である場合にあってはその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ）、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあってはその法定代理人（法人である場合にあっては、当該法人及びその役員。第三号において同じ。）が法第二十四条第一項各号に該当しない者であることを誓約する書面
- 二 登録申請者が選任した技術管理者が第七条に定める基準に適合する者であることを証する書面
- 三 登録申請者が法人である場合にあってはその役員を、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあってはその法定代理人を含む。）の住所、生年月日等に関する調査
- 四 登録申請者が法人である場合にあっては、登記事項証明書
- 五 登録申請者（未成年者である場合に限る。）の法定代理人が法人である場合にあっては、当該法定代理人の登記事項証明書

- 2 都道府県知事は、次に掲げる者に係る本人確認情報（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の六第一項に規定する住民票コードをいう。以下同じ。）のうち住民票コード（同法第七号第十三号に規定する住民票コードに限る。）以外のものについて、同法第三十条の十一第一項（同項第一号に係る部分に限る。）の規定によるその提供を受けることができないうとき、又は同法第三十条の十五第一項（同項第一号に係る部分に限る。）の規定によるその利用ができないうときは、登録申請者に対し、住民票の抄本又はこれに代わる書面を提出させることができる。

- 一 登録申請者が個人である場合にあっては、当該登録申請者（当該登録申請者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあっては、当該登録申請者及びその法定代理人（法人である場合にあっては、その役員））
- 二 登録申請者が法人である場合にあっては、その役員
- 三 登録申請者が選任した技術管理者
- 3 法第二十一条第二項及び第一項第一号の誓約書の様式は、別記様式第二号とする。
- 4 第一項第二号の書面は、実務の経験を証する別記様式第三号による使用者の証明書その他当該事項を証するに足りる書面とする。
- 5 第一項第三号の調査の様式は、別記様式第四号とする。

（登録簿の様式）

第五条 法第二十三条第一項に規定する解体工事業者登録簿は、別記様式第五号によるものとする。

（変更の届出）

第六条 法第二十五条第一項の規定により変更の届出をする場合において、当該変更が次に掲げるものであるときは、当該各号に掲げる書面を別記様式第六号による変更届出書に添付しなければならない。

- 一 法第二十一条第一号に掲げる事項の変更（変更の届出をした者が法人である場合に限り。） 登記事項証明書
- 二 法第二十一条第二号に掲げる事項の変更（商業登記の変更を必要とする場合に限る。） 登記事項証明書
- 三 法第二十一条第三号に掲げる事項の変更 登記事項証明書並びに第四条第一項第一号及び第三号の書面
- 四 法第二十一条第四号に掲げる事項の変更 第四条第一項第一号、第三号及び第五号の書面
- 五 法第二十一条第五号に掲げる事項の変更 第四条第一項第二号の書面

2 都道府県知事は、第四条第二項各号に掲げる者に係る本人確認情報のうち住民票コード以外のものであって、住民基本台帳法第三十条の十一第一項（同項第一号に係る部分に限る。）の規定によるその提供を受けることができないうとき、又は同法第三十条の十五第一項（同項第一号に係る部分に限る。）の規定によるその利用ができないうときは、変更の届出をした者に対し、住民票の抄本又はこれに代わる書面を提出させることができる。

（技術管理者の基準）

第七条 法第三十一条に規定する主務省令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当する者であることをとする。

- 一 次のいずれかに該当する者
 - イ 解体工事業に關し学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による高等学校（旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による実業学校を含む。次号において同じ。）若しくは中等教育学校を卒業した後四年以上又は同法による大学（旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を含む。次号において同じ。）若しくは高等専門学校（旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校を含む。次号において同じ。）を卒業した（同法による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）後二年以上実務の経験を有する者で在学中に土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。）、建築学、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科（次号において「土木工学等に関する学科」という。）を修めたもの
 - ロ 解体工事業に關し八年以上実務の経験を有する者
 - ハ 建設業法（昭和二十四年法律第百号）による技術検定（第二次検定に限る。第七条の十八第一項第二号において同じ。）のうち検定種目を一級の建設機械施工管理若しくは二級の建設機械施工管理（種別を「第一種」又は「第二種」とするものに限る。）、一級の土木施工管理若しくは二級の土木施工管理（種別を「土木」とするものに限る。）又は一級の建築施工管理若しくは二級の建築施工管理（種別を「建築」又は「躯体」とするものに限る。）とするものが合格した者
 - ニ 建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）による一級建築士又は二級建築士の免許を受けた者
- ホ 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）による技能検定のうち検定職種を一級のとびとび工とするものに合格した者又は検定職種を二級のとび若しくはとび工とするものに合格した後解体工事業に關し一年以上実務の経験を有する者

へ 技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）による第二次試験のうち技術部門を建設部門とするものに合格した者

二 次のいずれかに該当する者で、国土交通大臣が実施する講習又は次条から第七条の四までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習（以下「登録講習」という。）を受講したものの

イ 解体工事に関し学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した後三年以上又は同法による大学若しくは高等専門学校を卒業した（同法による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）後一年以上実務の経験を有する者在学中に土木工学等に関する学科を修めたもの

ロ 解体工事に関し七年以上実務の経験を有する者

三 第七条の十七、第七条の十八及び第七条の二十一において準用する第七条の三の規定により国土交通大臣の登録を受けた試験（以下「登録試験」という。）に合格した者

四 国土交通大臣が前三号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有するものと認定した者

（登録の申請）

第七条の二 前条第二号の登録は、登録講習の実施に関する事務（以下「登録講習事務」という。）を行うおとする者の申請により行う。

2 前条第二号の登録を受けようとする者（以下「登録講習事務申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 登録講習事務申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 登録講習事務を行うおとする事務所の名称及び所在地
- 三 登録講習事務を開始しようとする年月日
- 四 講師の氏名、略歴及び担当する科目（第七条の六第一号の表の上欄に掲げる科目をいう。）

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 個人である場合においては、次に掲げる書類
 - イ 住民票の抄本又はこれに代わる書面
 - ロ 登録講習事務申請者の略歴を記載した書類
 - 二 法人である場合においては、次に掲げる書類
 - イ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
 - ロ 株主名簿若しくは社員名簿の写し又はこれらに代わる書面
 - ハ 申請に係る意思の決定を証する書類
 - ニ 役員（持分会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）にあっては、業務を執行する社員をいう。以下同じ。）の氏名及び略歴を記載した書類
- 三 講師が第七条の四第一項第二号イからハまでのいずれかに該当する者であることを証する書類
- 四 登録講習事務以外の業務を行うおとするときは、その業務の種類及び概要を記載した書類
- 五 登録講習事務申請者が次条各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面
- 六 その他参考となる事項を記載した書類

（欠格条項）

第七条の三 次の各号のいずれかに該当する者が行う講習は、第七条第二号の登録を受けることができない。

- 一 法の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者
- 二 第七条の十三の規定により第七条第二号の登録を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者
- 三 法人であつて、登録講習事務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

（登録の要件等）

第七条の四 国土交通大臣は、第七条の二の規定による登録の申請が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 第七条の六第一号の表の上欄に掲げる科目について講習が行われるものであること。

二 次のいずれかに該当する者が講師として登録講習事務に従事するものであること。

- イ 技術管理者となつた経験を有する者
- ロ 学校教育法による大学において土木工学若しくは建築工学に属する科目の教授若しくは准教授の職にあり、若しくはこれらの職にあつた者又は土木工学若しくは建築工学に属する科目に関する研究により博士の学位を授与された者
- ハ 国土交通大臣がイ又はロに掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者

2 第七条第二号の登録は、登録講習登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

- 一 登録年月日及び登録番号
- 二 登録講習事務を行う者（以下「登録講習実施機関」という。）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 三 登録講習事務を行う事務所の名称及び所在地
- 四 登録講習事務を開始する年月日

（登録の更新）

第七条の五 第七条第二号の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

（登録講習事務の実施に係る義務）

第七条の六 登録講習実施機関は、公正に、かつ、第七条の四第一項各号に掲げる要件及び次に掲げる基準に適合する方法により登録講習事務を行わなければならない。

- 一 次の表の上欄に掲げる科目の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる内容について、同表の下欄に掲げる時間以上登録講習を行うこと。

科目	内容	時間
一 解体工事の関係法令に関する科目	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第百四号）その他関係法令に関する事項	七時間
二 解体工事の技術上の管理に関する科目	解体工事の施工計画、施工管理、安全管理その他の技術上の管理に関する事項	
三 解体工事の施工方法に関する科目	木造、鉄筋コンクリート造その他の構造に応じた解体工事の施工方法に関する事項	

二 前号の表の上欄に掲げる科目及び同表の中欄に掲げる内容に応じ、教本等必要な教材を用いて登録講習を行うこと。

三 講師は、講義の内容に関する受講者の質問に対し、講義中に適切に応答すること。

四 登録講習を実施する日時、場所その他登録講習の実施に関し必要な事項をあらかじめ公示すること。

五 登録講習に関する不正行為を防止するための措置を講じること。

六 登録講習を修了した者に対し、別記様式第六号の二による修了証（以下単に「修了証」という。）を交付すること。

（登録事項の変更の届出）

第七条の七 登録講習実施機関は、第七条の四第二項第二号から第四号までに掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

（規程）

第七条の八 登録講習実施機関は、次に掲げる事項を記載した登録講習事務に関する規程を定め、当該事務の開始前に、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 一 登録講習事務を行う時間及び休日に関する事項
- 二 登録講習事務の申込みに関する事項
- 三 登録講習事務を行う事務所及び登録講習の実施場所に関する事項
- 四 登録講習に関する料金の額及びその収納の方法に関する事項
- 五 登録講習の日程、公示方法その他の登録講習事務の実施の方法に関する事項
- 六 講師の選任及び解任に関する事項
- 七 登録講習に用いる教材の作成に関する事項
- 八 終了した登録講習の教材の公表に関する事項
- 九 修了証の交付及び再交付に関する事項
- 十 登録講習事務に関する秘密の保持に関する事項
- 十一 登録講習事務に関する公正の確保に関する事項
- 十二 不正受講者の処分に関する事項
- 十三 第七条の十四第三項の帳簿その他の登録講習事務に関する書類の管理に関する事項
- 十四 その他登録講習事務に関し必要な事項

（登録講習事務の休廃止）

第七条の九 登録講習実施機関は、登録講習事務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 休止し、又は廃止しようとする登録講習事務の範囲
- 二 休止し、又は廃止しようとする年月日及び休止しようとする場合にあつては、その期間
- 三 休止又は廃止の理由
- 四 財務諸表等の備付け及び閲覧等）

第七条の十 登録講習実施機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事務所において置かなければならない。

登録講習を受験しようとする者その他の利害関係人は、登録講習実施機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録講習実施機関の定めた費用を支払わなければならない。

- 一 財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
- 二 前号の書面の謄本又は抄本の請求
- 三 財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示したものの閲覧又は謄写の請求
- 四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて、次に掲げるもののうち登録講習実施機関が定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求
- イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
- ロ 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

（適合命令）

第七条の十一 国土交通大臣は、登録講習実施機関の実施する登録講習が第七条の四第一項の規定に適合しなくなつたと認めるときは、当該登録講習実施機関に対し、同項の規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（改善命令）

第七条の十二 国土交通大臣は、登録講習実施機関が第七条の六の規定に違反していると認めるときは、当該登録講習実施機関に対し、同条の規定による登録講習事務を行うべきこと又は登録講習事務の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（登録の取消し等）

第七条の十三 国土交通大臣は、登録講習実施機関が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録講習実施機関が行う講習の登録を取り消し、又は期間を定めて登録講習事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 第七条の三第一号又は第三号に該当するに至つたとき。
- 二 第七条の七から第七条の九まで、第七条の十第一項又は次条の規定に違反したとき。
- 三 正当な理由がないのに第七条の十第二項各号の規定による請求を拒んだとき。
- 四 前二条の規定による命令に違反したとき。
- 五 第七条の十五の規定による報告を求められて、報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 六 不正の手段により第七条第二号の登録を受けたとき。

（帳簿の記載等）

第七条の十四 登録講習実施機関は、登録講習に関する次に掲げる事項を記載した帳簿を備えなければならない。

- 一 講習の実施年月日
- 二 講習の実施場所
- 三 受講者の受講番号、氏名及び生年月日
- 四 修了年月日

前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ登録講習実施機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって同項に規定する帳簿への記載に代えることができる。

登録講習実施機関は、第一項に規定する帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。）を、登録講習事務の全部を廃止するまで保存しなければならない。

登録講習実施機関は、次に掲げる書類を備え、登録講習を実施した日から三年間保存しなければならない。

- 一 登録講習の受講申込書及び添付書類
- 二 終了した登録講習の教材

（報告の徴収）

第七条の十五 国土交通大臣は、登録講習事務の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録講習実施機関に対し、登録講習事務の状況に関し必要な報告を求めることができる。

（公示）

第七条の十六 国土交通大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

- 一 第七条第二号の登録をしたとき。
- 二 第七条の七の規定による届出があつたとき。
- 三 第七条の九の規定による届出があつたとき。
- 四 第七条の十三の規定により登録を取り消し、又は登録講習事務の停止を命じたとき。

（登録の申請）

第七条の十七 第七条第三号の登録は、登録試験の実施に関する事務（以下「登録試験事務」という。）を行おうとする者の申請により行う。

第七条第三号の登録を受けようとする者（以下「登録試験事務申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 登録試験事務申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

- 二 登録試験事務を行うおとする事務所の名称及び所在地
- 三 登録試験事務を開始しようとする年月日
- 四 登録試験委員（次条第一項第二号に規定する合議制の機関を構成する者をいう。以下同じ。）となるべき者の氏名及び略歴並びに同号イからハまでのいずれかに該当する者にあつては、その旨

- 3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 個人である場合においては、次に掲げる書類
 - イ 住民票の抄本又はこれに代わる書面
 - ロ 登録試験事務申請者の略歴を記載した書類
 - 二 法人である場合においては、次に掲げる書類
 - イ 定款又は寄附行為及び登記簿の謄本
 - ロ 株主名簿若しくは社員名簿の写し又はこれらに代わる書面
 - ハ 申請に係る意思の決定を証する書類
 - ニ 役員の氏名及び略歴を記載した書類

- 三 登録試験委員のうち、次条第一項第二号イからハまでのいずれかに該当する者にあつては、その資格等を有することを証する書類
- 四 登録試験事務以外の業務を行うおとするときは、その業務の種類及び概要を記載した書類
- 五 登録試験事務申請者が第七条の二十一において準用する第七條の三各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面
- 六 その他参考となる事項を記載した書類

登録の要件等

第七条の十八 国土交通大臣は、前条の規定による登録の申請が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

- 一 次条第一号の表の上欄に掲げる科目について試験が行われるものであること。
- 二 次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める人数以上含む十名以上の者によつて構成される合議制の機関により試験問題の作成及び合否判定が行われるものであること。

- イ 学校教育法による大学において土木工学に属する科目の教授若しくは准教授の職にあり、若しくはこれらの職にあつた者若しくは技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門とするものに合格した者又は国土交通大臣がこれらの者と同等以上の能力を有すると認めらるる者 一名
- ロ 学校教育法による大学において建築工学に属する科目の教授若しくは准教授の職にあり、若しくはこれらの職にあつた者若しくは建築士法による一級建築士の免許を有する者又は国土交通大臣がこれらの者と同等以上の能力を有すると認めらるる者 二名
- ハ 建設業法による技術検定のうち検定種目を一級の土木施工管理若しくは一級の建築施工管理とするものに合格した後解体工事に関し五年以上の実務経験を有する者又は国土交通大臣がこれらの者と同等以上の能力を有すると認めらるる者 二名

2 第七条第三号の登録は、登録試験登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

- 一 登録年月日及び登録番号
- 二 登録試験事務を行う者（以下「登録試験実施機関」という。）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 三 登録試験事務を行う事務所の名称及び所在地
- 四 登録試験事務を開始する年月日

登録試験事務の実施に係る義務

第七条の十九 登録試験実施機関は、公正に、かつ、前条第一項各号に掲げる要件及び次に掲げる基準に適合する方法により登録試験事務を行わなければならない。

一次の表の上欄に掲げる科目の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる内容について、同表の下欄に掲げる時間を標準として試験を行うこと。

科目	内容	時間
一 解体工事の関係法令に関する科目	廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律その他関係法令に関する事項	三十分
二 土木工学及び建築工学に関する科目	構造力学、材料学その他の基礎的な土木工学及び建築工学に関する事項	三十分
三 解体工事の技術上の管理に関する科目	解体工事の施工計画、施工管理、安全管理その他の技術上の管理に関する事項	
四 解体工事の施工方法に関する科目	解体工事に係る木造、鉄筋コンクリート造その他の構造に応じた解体工事の施工方法に関する事項	
五 解体工事の工法及び機器に関する科目	解体工事の工法及び機器の種類及び選定に関する事項	
六 解体工事の実務に関する科目	解体工事の実務に関する事項	

- 二 登録試験を実施する日時、場所その他登録試験の実施に関し必要な事項をあらかじめ公示すること。
- 三 登録試験に関する不正行為を防止するための措置を講じること。
- 四 終了した登録試験の問題及び合格基準を公表すること。
- 五 登録試験に合格した者に対し、別記様式第六号の三による合格証明書（以下「登録試験合格証明書」という。）を交付すること。

登録試験実施機関

第七条の二十 登録試験実施機関は、次に掲げる事項を記載した登録試験事務に関する規程を定め、当該事務の開始前に、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 一 登録試験事務を行う時間及び休日に関する事項
- 二 登録試験の受験の申込みに関する事項
- 三 登録試験事務を行う事務所及び試験地に関する事項
- 四 登録試験の受験手数料の額及びその収納の方法に関する事項
- 五 登録試験の日程、公示方法その他の登録試験事務の実施の方法に関する事項
- 六 登録試験委員の選任及び解任に関する事項
- 七 登録試験の問題の作成及び合否判定の方法に関する事項
- 八 終了した登録試験の問題及び合格基準の公表に関する事項
- 九 合格証明書の交付及び再交付に関する事項
- 十 登録試験事務に関する秘密の保持に関する事項
- 十一 登録試験事務に関する公正の確保に関する事項
- 十二 不正受験者の処分に関する事項
- 十三 次条において準用する第七條の十四第三項の帳簿その他の登録試験事務に関する書類の管理に関する事項
- 十四 その他登録試験事務に関し必要な事項

登録試験実施機関

第七条の二十一 第七条の三、第七条の五、第七条の七及び第七条の九から第七条の十六までの規定は、登録試験実施機関について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第七條の三	講習は	試験は

第七條の三、第七條の五第一項、第七條の十三第六号、第七條の十六第一号	第七條第二号	第七條第三号
第七條の三第二号、第七條の十六第四号	第七條の十三	第七條の二十一において準用する第七條の十三
第七條の三第三号、第七條の九(見出しを含む)、第七條の十二、第七條の十三、第七條の十四第三項、第七條の十五、第七條の十六第四号	登録講習事務	登録試験事務
第七條の五第二項	前三條	第七條の十七、第七條の十八及び第七條の二十一において準用する第七條の三
第七條の七、第七條の九、第七條の十第一項及び第二項、第七條の十一から第七條の十五まで	登録講習実施機関	登録試験実施機関
第七條の七	第七條の四第二項第二号	第七條の十八第二項第二号
第七條の十第二項、第七條の十四第四項	登録講習を	登録試験を
第七條の十一	登録講習が	登録試験が
第七條の十二	第七條の四第一項	第七條の十八第一項
第七條の十三、第七條の十四第一項	第七條の六	第七條の十九
第七條の十三第一号	講習の	試験の
第七條の十三第二号	第七條の三第一号	第七條の二十一において準用する第七條の三第一号
第七條の十三第三号	第七條の七から第七條の九まで	第七條の二十一又は第七條の二十一において準用する第七條の七、第七條の九
第七條の十三第四号	又は次條	若しくは第七條の十四
第七條の十三第五号	第七條の十第二項各号	第七條の二十一において準用する第七條の十一又は前條
第七條の十四第一項	前二條	第七條の二十一において準用する第七條の十五
第七條の十四第四項各号	登録講習に	登録試験に
第七條の十四第四項各号	登録講習に	登録試験に
第七條の十四第四項各号	受講者	受験者
第七條の十四第四項各号	受講番号	受験番号
第七條の十四第四項各号	修了年月日	合格年月日
第七條の十四第四項各号	登録講習	登録試験
第七條の十六第二号	登録講習を	受験申請書
第七條の十六第二号	登録講習を	問題及び答案用紙
第七條の十六第三号	第七條の七	第七條の二十一において準用する第七條の九

第八條 法第三十三條に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
(標識の掲示)

法人である場合にあっては、その代表者の氏名	一
登録年月日	二
技術管理者の氏名	三
法第三十三條の規定により解体工事業者が掲げる標識は、別記様式第七号によるものとする。	2
帳簿の記載事項等	第九條
法第三十四條の規定により解体工事業者が備える帳簿の記載事項は、次に掲げる事項とする。	
一 注文者の氏名又は名称及び住所	一
二 施工場所	二
三 着工年月日及び竣工年月日	三
四 工事請負金額	四
五 技術管理者の氏名	五
法第三十四條の規定により解体工事業者が備える帳簿は、別記様式第八号によるものとする。	3
第一項各号に掲げる事項が電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録される必要に応じ解体工事業者の営業所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって前項の帳簿への記載に代えることができる。	4
第二項の帳簿(前項の規定により記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む)は、解体工事ごとに作成し、かつ、これに建設業法第十九條第一項及び第二項の規定による書面又はその写し(当該工事が対象建設工事の全部又は一部である場合にあっては、法第十三條第一項及び第二項の規定による書面又はその写し)を添付しなければならない。	5
建設業法第十九條第三項又は法第十三條第三項に規定する措置が講じられた場合にあっては、当該各号に掲げる事項又は請負契約の内容で当該各号に掲げる事項に該当するものの変更の内容が電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ当該営業所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって前項に規定する添付書類に代えることができる。	6
解体工事業者は、第二項の帳簿(第三項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む)及び第四項の規定により添付した書類(前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む)を各事業年度の末日をもって閉鎖するものとし、閉鎖後五年間当該帳簿及び添付書類を保存しなければならない。	
附則 この省令は、法附則第一條第一号に掲げる規定の施行の日(平成十三年五月三十日)から施行する。ただし、第九條第四項中法第十三條第一項及び第二項の規定による書面又はその写しに係る部分及び同條第五項中法第十三條第三項に規定する措置に係る部分は、法附則第一條第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。	
附則 (平成一五年三月二〇日国土交通省令第二六号)	
この省令は、公布の日から施行する。	
附則 (平成一五年五月一三日国土交通省令第六五号)	
この省令は、公布の日から施行する。	
附則 (平成一七年三月七日国土交通省令第二二号) 抄	
(施行期日)	
第一條 この省令は、公布の日から施行する。	
附則 (平成一七年三月二八日国土交通省令第二二号)	
この省令は、民法の一部を改正する法律の施行の日(平成十七年四月一日)から施行する。	
附則 (平成一八年三月二八日国土交通省令第一六号)	
(施行期日)	
第一條 この省令は、公布の日から施行する。	

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にこの省令による改正前の解体工事業に係る登録等に関する省令(以下「旧省令」という。)第七条第一項第二号の指定を受けている講習又は同項第三号の指定を受けている試験は、この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までの間は、それぞれ新省令第七条第二号の登録を受けている講習又は同条第三号の登録を受けている試験とみなす。

2 この省令の施行前に旧省令第七条第一項第二号の指定を受けた講習を受けた者又は同項第三号の指定を受けた試験に合格した者は、それぞれ新省令第七条第二号の登録を受けた講習を受けた者又は同条第三号の登録を受けた試験に合格した者とみなす。

附 則 (平成一八年四月二八日国土交通省令第六〇号) 抄
(施行期日)

1 この省令は、会社法の施行の日(平成十八年五月一日)から施行する。
(経過措置)

3 この省令の施行前にこの省令による改正前のそれぞれの省令の規定によってした処分、手続その他の行為であつて、この省令による改正後のそれぞれの省令の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

附 則 (平成一九年三月三〇日国土交通省令第二七号) 抄
(施行期日)

1 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

(助教授の在職に関する経過措置)

2 この省令の規定による改正後の次に掲げる省令の規定の適用については、この省令の施行前における助教授としての在職は、准教授としての在職とみなす。

一から十二まで 略

十三 解体工事業に係る登録等に関する省令第七条の四及び第七条の十八

附 則 (平成二三年二月二七日国土交通省令第一〇六号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二四年三月三〇日国土交通省令第三四号)
この省令は、民法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十四年四月一日)から施行する。

附 則 (平成二六年一〇月三一日国土交通省令第八五号)
この省令は、建設業法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十七年四月一日)から施行する。

附 則 (平成二七年二月九日国土交通省令第八二号) 抄
(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第三条、第八条、第十七条、第二十四条及び第二十五条の規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。)附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(平成二十八年一月一日)から施行する。

(解体工事業に係る登録等に関する省令の一部改正に伴う経過措置)

第十三条 当分の間、第二十四条及び第二十五条の規定による改正後の解体工事業に係る登録等に関する省令第四条第二項及び第六条第二項の規定の適用については、同令第四条第二項中「のうち住民票コード(同法第七条第十三号に規定する住民票コードをいう。以下同じ。)」以外のものについて」とあるのは「について」と、同令第六条第二項中「のうち住民票コード以外のものについて」とあるのは「について」とする。

附 則 (平成二九年九月二九日国土交通省令第五六号)

この省令は、学校教育法の一部を改正する法律の施行の日(平成三十一年四月一日)から施行する。

附 則 (平成三〇年一月四日国土交通省令第一号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(平成三十年一月四日)から施行する。

附 則 (令和元年五月七日国土交通省令第一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和二年二月二三日国土交通省令第九八号)

(施行期日)

1 この省令は、令和三年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (令和三年三月二四日国土交通省令第九号) 抄

この省令は、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(令和三年四月一日)から施行する。

附 則 (令和五年二月二八日国土交通省令第九八号)

この省令は、公布の日から施行する。

別記様式第1号(第3条関係) (平15国交令85・平24国交令24・平28国交令85・令3国交令96
一部改正)

(A4)

解体工事業登録申請書 <div style="float: right; border: 1px solid black; padding: 2px;"> 証紙はり付け欄 (消印してはならない) </div>	
※登録番号	※登録年月日
年 月 日	年 月 日
この申請書により、解体工事業の登録の申請をします。	
申請者	
知事 殿	
フリガナ 商号、名称又は氏名	郵便番号()
住 所	電話番号()
法人である場合の フリガナ 代表者の氏名	
法人である場合の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者(個人であるものに限る。)を含む。)の氏名及び役名等	
フリガナ 氏 名	役名等(常勤・非常勤)
フリガナ 氏 名	役名等(常勤・非常勤)
申請時において既に受けている登録	

(A4)

裏面	法第31条に規定する者(技術管理者)の氏名		
	営業所の名称及び所在地		
	フリガナ 名 称	所 在 地 郵便番号() 電話番号()	
	未成年者である場合の法定代理人	フリガナ 氏 名	住 所 郵便番号() 電話番号()
		フリガナ 商号又は名称	住 所 郵便番号() 電話番号()
		フリガナ 役員の氏名	役名等(常勤・非常勤)
		他の都道府県知事の登録状況	
	登 録 番 号	登 録 番 号	

備 考

- ※印のある欄には、記入しないこと。
- 「新規・更新」については不要ものを消すこと。
- 総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとする。
- 「営業所の名称及び所在地」の欄には、登録を受けようとする都道府県の営業所だけでなくすべての営業所について記載すること。

別記様式第2号(第4条関係) (平成24年国土交通省令第98号、一部改正)

(A4)

誓 約 書	
登録申請者及びその役員並びに法定代理人及び法定代理人の役員は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第24条第1項各号に該当しない者であることを誓約します。	
年 月 日	
申 請 者	
知 事 殿	

別記様式第3号(第4条関係) (令和元年国土交通省令第1号、一部改正)

(A4)

実務経験証明書

下記の者は、解体工事に関し、下記の通り実務経験を有することに相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

証 明 者

技術管理者の氏名	生年月日	使用された期間	年 月 日から 年 月 日まで
使用者の商号又は名称			
職名	実務経験の内容		実務経験年数
			年 月 日から 年 月 日まで
			年 月 日から 年 月 日まで
			年 月 日から 年 月 日まで
			年 月 日から 年 月 日まで
			年 月 日から 年 月 日まで
			年 月 日から 年 月 日まで
			年 月 日から 年 月 日まで
			年 月 日から 年 月 日まで
			年 月 日から 年 月 日まで
			年 月 日から 年 月 日まで
			年 月 日から 年 月 日まで
			年 月 日から 年 月 日まで
			年 月 日から 年 月 日まで
使用者の証明を得ることができない場合	その理由	合計 満	年 月
		証明者と被証明者の関係	

- 記載要領
- 1 この証明書は、被証明者1人について、証明者別に作成すること。
 - 2 「実務経験の内容」の欄には、従事した主な工事名、解体した建築物等の構造等を具体的に記載すること。

別記様式第4号(第4条関係) (平24国交令88・令24国交令89・令24国交令90・一部改正)

(A4)

登録申請者 $\left(\begin{matrix} \text{法人の役員} \\ \text{本 定 代 理 人} \\ \text{法定代理人の役員} \end{matrix} \right)$ の調書

現住所	郵便番号 () - ()	電話番号 () - ()
フリガナ 商号、名称又は氏名		生年月日
賞 罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容
上記のとおり相違ありません。 年 月 日 氏名		

備 考

- 1 $\left(\begin{matrix} \text{法人の役員} \\ \text{本 定 代 理 人} \\ \text{法定代理人の役員} \end{matrix} \right)$ については、不要のものを消すこと。
- 2 総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者については、「賞罰」の欄への記載を要さない。
- 3 「生年月日」の欄は、登録申請者が法人である場合は記載しないこと。
- 4 「賞罰」の欄には、行政処分等についても記載すること。

別記様式第5号(第5条関係) (平15国交令85・平24国交令34・平24国交令88・一部改正)

(A4)

表 面	登録番号		登録年月日	年 月 日	
	フリガナ 商号、名称又は 氏名		有効期間 満了年月日	年 月 日	
	法人である場合の役員 の氏名及び役名等		住 所	郵便番号 () - () 電話番号 () - ()	
	フリガナ 氏 名	役名等 (常勤・非常勤)	フリガナ 氏 名	役名等 (常勤・非常勤)	
未 成 年 者 で あ る 場 合	法定代理人 が個人 である場 合	フリガナ 氏 名	住 所	郵便番号 () - () 電話番号 () - ()	
	法定代理人 が法人 である場 合	フリガナ 商号又は 氏名	住 所	郵便番号 () - () 電話番号 () - ()	
		フリガナ 役員の氏名	役名等 (常勤・非 常勤)	フリガナ 役員の氏名	役名等 (常勤・非 常勤)

備考 総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとする。

(A4)

裏 面	法第31条に規定する者(技術管理者) の氏名	
	営 業 所 の 名 称 及 び 所 在 地	
	フ リ ガ ナ 名	所 在 地 郵便番号 () - () 電話番号 () - ()

別記様式第6号(第6条関係) (令2国交令98・一部改正)

(A4)

解体工事業登録事項変更届出書 この届出書により、次のとおり変更の届出をします。 年 月 日 届出者			
知事 殿			
フリガナ 商号、名称又は氏名			
住 所	郵便番号 ()	電話番号 () -	
法人である場合の フリガナ 代表者の氏名			
登録番号			
登録年月日	年 月 日		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日

別記様式第6号の2(第7条の6関係) (平18国交令16・追加)

(登録講習の名称) 修了証			
氏 名			
生年月日 年 月 日			
この者は、解体工事業に係る登録等に関する省令第七条第二号の登録講習を修了した者であることを証します。			
登録講習の修了年月日	年	月	日
交 付 年 月 日	年	月	日
修 了 番 号	第	号	
(登録講習実施機関の名称)			印
(登録番号 第 番)			

別記様式第6号の3(第7条の19関係) (平18国交令16・追加)

(登録試験の名称) 合格証明書		
氏 名		
生年月日	年 月 日	
この者は、解体工事業に係る登録等に関する省令第七条第三号の登録試験に合格した者であることを証します。		
登録試験の合格年月日	年 月 日	
交付年月日	年 月 日	
合格証明書番号	第 号	
(登録試験実施機関の名称)		印
(登録番号 第 番)		

別記様式第7号(第8条関係) (平23国交令106・一部改正)

35センチメートル以上		↑ 25 センチ メートル 以上 ↓
解 体 工 事 業 者 登 録 票		
商号、名称又は氏名		
法人である場合の 代表者の氏名		
登録番号		
登録年月日	年 月 日	
技術管理者の氏名		

備 考

技術管理者の氏名は、解体工事の現場に掲げる場合にあっては、当該現場に置かれる技術管理者の氏名とする。

